

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

利尻町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

利尻町長

公表日

令和8年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	利尻町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種、予診票の発行等を行う。番号利用法別表第二に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムを接続し、各種情報保有機関が保有する特定個人情報に
③システムの名称	健康管理システム・統合宛名システム・ワクチン接種記録システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル・統合宛名ファイル・ワクチン接種記録システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10項、93の2項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第67条の2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二主務省令における情報提供の根拠) ・別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の115の2の項) (別表第二主務省令における情報照会の根拠) ・別表第二省令(第59条の2)(※別表第二の115の2の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健課
②所属長の役職名	保健課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	利尻町総務課 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1 0163-84-2345
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	利尻町保健課 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1 0163-84-2345
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・記録を残す場合は、複数人での確認や課長による最終確認を行ったうえでマイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すようにする。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月4日	I 関連情報-11.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	変更前記載なし	予防接種実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書	事後	
令和3年10月4日	I 関連情報-11.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	健康管理システム・統合宛名システム	健康管理システム・統合宛名システム ワクチン接種記録システム	事後	
令和3年10月4日	I 関連情報-13.個人番号の利用-「法令上の根拠」内	変更前記載なし	3.番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ	事後	
令和3年10月4日	I 関連情報-15.評価実施機関における担当部署-「①	①くらし支援課	①町民課	事後	10月1日付 機構改正による課名変更
令和3年10月4日	I 関連情報-15.評価実施機関における担当部署-「②	②くらし支援課長	②町民課長	事後	10月1日付 機構改正による課名変更
令和3年10月4日	I 関連情報-18.特定個人情報ファイルの取扱いに関する	利尻町くらし支援課 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1 0163-84-2345	利尻町町民課 北海道利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1 0162-84-2345	事後	10月1日付 機構改正による課名変更
令和3年12月17日	I 関連情報-13.個人番号の利用-「法令上の根拠」内	3.番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ	3.番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチ	事後	
令和4年5月25日	I 関連情報-13.個人番号の利用-「法令上の根拠」内	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用	事後	
令和4年5月25日	I 関連情報-14.情報提供ネットワークシステムによる情	1.番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1.番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年5月25日	I 関連情報-15.評価実施期間における担当部署-「①	①町民課	①保健課	事後	元々の記載誤りを修正
令和4年5月25日	I 関連情報-15.評価実施期間における担当部署-「②	②町民課長	②保健課長	事後	元々の記載誤りを修正
令和8年3月10日	公表日	R4.5.25	R8.3.27	事前	
令和8年3月10日	IIしきい値判断項目 -1対象人数	R1//6/27	R8.1.1	事前	
令和8年3月10日	IIしきい値判断項目 -2.取扱者数	R1//6/27	R8.1.1	事前	
令和8年3月10日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	未記載	新規記載	事前	
令和8年3月10日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考え	未記載	新規記載	事前	
令和8年3月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ	3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワク	削除	事前	